

令和 7 年 志布志市教育委員会第 6 回定例会 議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 24 日（火）
開会 午前 9 時 27 分 閉会 午前 11 時 15 分
- 2 場所 志布志市役所 本庁 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席者 教育長 福田 裕生
委員 松原 治美 委員 島津 陽亮
委員 津町千代子 委員 益田 裕子
- 4 出席した職員 教育総務課長 児玉 雅史 学校教育課長 淀 修司
生涯学習課長 河野 尚仁 学校教育グループリーダー 濱田 浩司
学校教育課参事 前畑あさよ 文化財管理グループリーダー 小村 美義
学校給食センターグループリーダー 本田 博文 総務施設グループリーダー 橋本 淳二
- 5 欠席委員 なし
- 6 会順及び結果
 - (1) 開 会
 - (2) 前回議事録の承認
令和 7 年教育委員会第 5 回定例会議事録【承認】
 - (3) 教育長の報告
報告第 36 号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）
報告第 37 号 専決の報告について（集団宿泊学習指導者研修会の後援）
報告第 38 号 専決の報告について（2025 年度書き損じハガキ回収プログラムの後援）
報告第 39 号 専決の報告について（第 75 回 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの後援）
報告第 40 号 専決の報告について（歴史探訪ワークショップの後援）
 - (4) 議 事
議案第 13 号 令和 7 年度志布志市奨学生の決定について【可決】
議案第 14 号 学校給食における飲用牛乳の対応について【可決】
 - (5) 委員から提出された動議の討論等【なし】
 - (6) 報告及び協議
ア いじめ・不登校について

イ 志の姿・ホットな話題について

ウ 学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について

エ 性暴力被害の対応手引き（案）について

(7) その他（連絡・報告）

(8) 閉 会

◇ 議 事 の 要 旨

1 開 会（午前 9 時 27 分）

教 育 長 <挨拶>

ただ今から、令和 7 年教育委員会第 6 回定例会を開会いたします。

全員出席であります。これから本日の会議を開きます。

本日の議事とその順序は、お手元に配布してあります会順に基づき進めてまいりますので、御了承ください。

2 前回議事録の承認（午前 9 時 28 分）

教 育 長

まず、令和 7 年教育委員会第 5 回定例会議事録の承認でございます。事務局の方で委員の方々に回覧いただいたと思います。議事録に御異議ございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

御異議なければ承認といたしますので、議事録の署名をお願いいたします。

<令和 7 年教育委員会第 5 回定例会の議事録は、委員全員の承認により署名>

3 会議の公開等（午前 9 時 29 分）

教 育 長

次に、会議の公開等について、お諮りいたします。

報告第 36 号、議案第 13 号及び会順 6 報告及び協議の(1)は、個人情報扱う案件でありますので、これを非公開としたいと思えます。また、公開用資料の調製については、教育長に一任をお願いします。御異議ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

異議なしと認めます。

4 教育長の報告（午前 9 時 30 分）

教 育 長

次に、教育長の報告でございます。本日の報告は 5 件です。

それでは、「報告第 36 号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）」、事務局の報告を求めます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：転居に関する理由で変更する児童の保護者から申請があり、許可した案件1件を報告＞

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

教 育 長

次に、「報告第37号 専決の報告について（集団宿泊学習指導者研修会の後援）」、事務局の報告を求めます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第38号 専決の報告について（2025年度書き損じハガキ回収プログラムの後援）」、事務局の報告を求めます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第39号 専決の報告について（第75回“社会を明るくする運動”作文コンテストの後援）」、事務局の報告を求めます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松 原 委 員

当事者としまして、保護司がそれぞれの地域にいますので、作文コンテストの件

で小・中学校を訪問した際には、子供たちのことをはじめ、様々な懇談をさせていただいています。社会を明るくする運動について、興味のある子供が新聞記事などを見たり、いろいろと調べて作文を書いていただけたら嬉しく思いますので、よろしくお願いします。

教 育 長

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第40号 専決の報告について（歴史探訪ワークショップの後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

5 議事（午前9時10分）

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第13号 令和7年度志布志市奨学生の決定について」を議題といたします。
詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：令和7年度志布志市奨学生を決定するため、教育委員会の議決を経る必要がある件を説明>

【～本報告は非公開～】

教 育 長

異議なしと認め、「議案第13号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第14号 学校給食における飲用牛乳の対応について」を議題といたします。
詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：児童生徒及び保護者に学校給食における牛乳を飲むことの
必要性の理解を強化するとともに、飲まれない牛乳の廃棄に伴う食品ロスを削減
するため、学校給食における飲用牛乳の対応について定める必要がある件を説明
＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

益 田 委 員

2のどうしても飲めない児童生徒の対応の中で味覚、臭覚、食感等の理由の中に
その他の理由もあると思いますので、そこも含めていただければと思いますがいか
がでしょうか。

教育総務課長

御指摘のとおりどのような理由で牛乳を飲めないのかを把握する必要があります
ので、停止届の中にそれが分かる項目を設けたいと思います。

教 育 長

他にございませんか。

松 原 委 員

どうしても牛乳を飲めない児童生徒に対して、代替の飲み物を提供しないとあり
ますが、学校給食費は無償化ですが、その見解についてはどのように考えていま
すか。

教育総務課長

アレルギーのある児童生徒については、保護者の希望により代替のお茶を提供す
ることとしていますが、アンケート調査の中では、半数の保護者はお茶の提供はい
らないと回答しています。お茶を提供することによって逆に食品ロスが生じてしま
う可能性もあります。児童生徒は水筒を学校に持参しているので、水分補給上の問
題はないと考えておりますので、お茶を提供することによってそのお茶が捨てられ
てしまうことに繋がらないように、保護者にしっかりと趣旨を理解してもらった上
で、届け出をしていただきたいと思います。

松原委員

1の※にある保護者への啓発と継続的な取組につきましては、安易な停止届の提
出にならないよう、熱心に取り組んでいただければと思います。

教育総務課長

委員の御意見のとおり、安易に飲まないという選択にならないような取組が非常

に大事だと思っております。既に学校給食センターでは、栄養教諭と一緒に、牛乳を飲んでいただくための取組を始めているところです。また、喫食時間が確保できていない状況にありますので、そこについての対策も協議しているところです。是非牛乳を飲んでいただける状況にしていきたいと考えております。

教 育 長

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第14号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第14号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

6 委員から提出された動議の討論等（午前9時50分）

教 育 長

次に、委員からの「動議の討論等」はございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

7 報告及び協議（午前9時50分）

(1) いじめ・不登校について

教 育 長

それでは、次に報告及び協議に入ります。まず、「いじめ・不登校について」、

69ページまで、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

(2) 志の姿・ホットな話題について

教 育 長

それでは、次に「志の姿・ホットな話題について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

それでは、何か質問等ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

(3) 学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について

教 育 長

それでは、次に「学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

それでは、この件につきまして、意見交換をさせていただきたいと思います。何か意見や質問等ありませんか。

松 原 委 員

カスタマーハラスメントにつきましては、いろいろ報道等でもあります。表現の仕方につきましては、カスタマーハラスメントという言葉として、表記することに意義があると思います。よくまとめられていると思います。2の(2)の例示も細かく記載されていると思いました。先生たちを守るためにも、これらの対応をしっかりと整備して、学校も保護者も認識するということがとても大事なことでないでしょうか。

島 津 委 員

私も松原委員と一緒に、非常に良い指針ができたと思います。表題の件につきましても、カスタマーハラスメントという言葉が文面に記載してありますので、これに対応するという意味でもそのまま記載しても良いのではと思います。

お客様対応につきましては、私も様々な経験をしています。過去に店内でお客様

がスタッフを叱責しているということがあり、その際、店長はスタッフを守るために、そのお客様を帰らせたということがありました。スタッフのことを信用していないということではなく、事実確認をするためにそのお客様に連絡をしたところ、依頼していた事務処理をスタッフが失念していたということに憤慨したということでした。店長は、お客様から事情を聞いた上で対応すべきだったと思います。このようなこともありますので、この指針だけが先行してしまうと、大事な部分を見失う可能性もあるような気がします。何の理由もなくハラスメント行為をする人はいないと思います。私もお客様に事実確認したことは、とても良い学びになったとそのとき思いました。

松 原 委 員

確かに島津委員が言われたとおり、ハラスメント行為をする人には何か原因があると思いますので、そこを確認する必要があると思います。これまでも学校では管理職が深夜遅くまで保護者対応をするという事案もありましたので、この指針があると時間に制限を設けた対応なども可能になると思います。

益 田 委 員

75ページの3の(2)の②に「対応が長時間（1時間以上）」とありますが、暴言や威嚇等の対応に1時間以上というのは長いと思いますが。

学校教育課長

これまでも4時間以上保護者対応したという事案もありました。対応時間についても弁護士に相談したところ、最低ラインは1時間が目安ではという御意見をいただいたところです。

益 田 委 員

民間の場合は、このような事案につきましては、迅速な対応が求められますので、自ら対応できないと思うと上席の者と対応が変わります。迅速な対応が長引かせないことにつながります。

教 育 長

迅速な対応をするためには、3の(2)に「事実関係の正確な確認を行い」とありますが、正確ではなくても概要でも良いと思います。

松 原 委 員

最終的には、子供たちの学びの場をどのように整備していくのか、その環境づくりのためにこの指針がベースになるのではないのでしょうか。

教 育 長

学校は、子供たちの学びの場であるということをこの指針で意識してもらえればと思います。

津 町 委 員

保護者へのお知らせを含め今後の流れはどうなりますか。

学校教育課長

本日の御意見を踏まえ、この指針（案）を修正し、それを市P連や学校長にお示しし、御意見をいただき、それを踏まえた上で、弁護士とも協議させていただきます。早くても来年度決定したいと思います。

教 育 長

最終段階で詰めの作業をしている状況です。今年度もこのような事案が発生するおそれもありますので、2学期から運用できるようにした方が良いと思います。

津 町 委 員

保護者もこのような指針が示されれば、学校に相談に行く際には、これを踏まえて相談に行かれると思いますので、トラブルが減ると思います。

教 育 長

子育て手帳の中にこの指針を抜粋して加えてほしいという思いがあります。夏過ぎには子育て手帳を配布したいとのことでしたので、この指針もその頃までには整備したいと思っていますところです。

学校教育課長

子育て手帳の配布と指針の決定とタイミングを合わせて2学期の最初でも可能だと思いますが、警鐘を鳴らす上でも2学期の終わりくらいでも良いのではと思っています。

教 育 長

昨年の2学期から協議検討を開始しているので、もうすぐで1年になります。2学期の早い段階で示さないと実効性が遅くなるような気がします。

教育総務課長

この指針を策定することはとても良いことだと思いますが、松原委員が言われるとおり、学校は子供たちの学びの場であるというところを保護者も認識することが重要だと思いますし、一線を超えて言わないことが一番大事になってくると思います。内容的には、全体的な字句や箇条書きの書き方などの整理も必要になります。

教 育 長

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

(4) 性暴力被害の対応手引き（案）について

教 育 長

それでは、次に「性暴力被害の対応手引き（案）について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

それでは、何か質問等ありませんか。

松 原 委 員

最近報道等でも教職員を含め公務員の不祥事がありますが、性暴力被害が起こった場合に教職員が学校でどのように対応するのかという意味では、内容も良くまとめられていると思います。

表現の仕方をもう少し変えてみても良いのではと思うところもありました。例えば、「聞く」が一般的ですが、傾聴の「聴く」もありますので、個々に応じて見直しても良いのではと思いました。

教 育 長

今回の定例教育委員会で、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

8 その他（連絡・報告）（午前11時04分）

教 育 長

それでは、次の「その他」の連絡・報告に入ります。

まず、行事報告について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。また、事務局から報告しておきたいことがあればお願いします。

教 育 長

「行事予定」について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

それでは、次に進みます。

各グループからの報告をお願いします。

それでは、学校給食センターグループリーダーからお願いします。

学校給食センターGL

＜残食調査、LINEによる情報発信について報告＞

教 育 長

次に、図書館グループリーダーをお願いします。

文化財管理GL

＜JR志布志駅開業100周年記念企画展について報告＞

教 育 長

次に、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

＜図書館夏休みイベントについて報告＞

学校教育GL

＜ホットな話題の作成について報告＞

教 育 長

松山分室と有明分室からの報告が92ページに記載されていますので、御確認ください。

教 育 長

それでは、7月の定例教育委員会については、7月23日、水曜日午前9時から、会場は5階の会議室です。よろしくお願いします。

以上で本日の会議を終了します。これにて散会します。ありがとうございました。

9 閉 会（午前11時15分）